市長選挙・一月二十日に決まる

きれいな選挙を心がけましょう

吉沢正五市長の任期満了（昭和六十年一月二十六日）に伴う市長選挙の投票日が、来年一月二十日（日）に決まりました。立候補する人はもちろんのこと、選ぶ私たち有権者もお互いにきれいな選挙に心がけ、明るい白根市建設をめざしましょう。

●投票できる人

昭和四十年一月二十一日までに生まれ、五十九年十月十二日以前から引き続き白根市の住民基本台帳に登録されている人。したがって、十月十三日以降に転入した人や、他の市町村に転出した人は投票できません。

●不在者投票

投票日当日、都合でどうしても投票所へ行けない人は、不在者投票ができます。

不在者投票の期間は、一月十三日から一月十九日までの午前八時三十分から午後五時まで、土・日曜日もできます。

投票場所は、市役所四階・選挙管理委員会事務局です。印鑑を忘れずにお持ちください。

出稼ぎなどで、他の市町村に滞在している人は、郵便などで告示前でも投票用紙を請求することができますので、お早めに請求してください。

告示日前に請求された人には、告示日の二日前から不在者投票用紙などを郵便で交付します。

●郵便投票

重度の身体障害者で、次に該当する人は郵便で投票ができます。

▽身体障害者手帳を持ち…①両下肢か体幹の障害が一級か二級の人②心臓病、じん臓病、呼吸器障害が一級か三級の人

▽戦傷病者手帳を持ち…①両下肢か体幹の障害が特別項症から第二項症の人②心臓病、じん臓病、呼吸器障害が特別項症から第三項症の人

郵便投票をするときは、郵便投票証明書が必要です。今までに、交付を受けていない該当者は、早めに選挙管理委員会事務局（市役所四階）に申請して、証明書の交付を受けてください。

また、すでに交付を受けている人でも有効期間（四年）が過ぎていると、郵便投票はできませんので、新たに交付申請をしてください。証明書の交付を受けようとするときは、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持ってきてください。代理人でもかまいません。

郵便投票証明書の交付を受けた人は、投票日の四日前（一月十六日）までに証明書を添えて、投票用紙を請求してください。

選挙に関する問い合わせは、選挙管理委員会事務局（☎㈭三一六）へどうぞ。

国籍法・戸籍法の改正について

国籍法と戸籍法が改正され、昭和六十年一月一日から施行されますが、その主な改正点は次のとおりです。

詳しいことは、お近くの法務局へお尋ねください。

父母両系主義の採用

これまでは、原則として生まれたときに父が日本人でなければ、その子は日本人になれなかったのですが、昭和六十年一月一日からは、生まれたときに父母の一方が日本人であれば、その子は日本人になります。

二重国籍の防止・解消

父母両系主義を採用すると、二重国籍になる子が多くなります。例えば、韓国人の夫と日本人の妻の夫婦から生まれた子は、これまでは父親の韓国の国籍だけを取得しましたが、これからは、これに加えて母親の日本国籍をも取得して、二重国籍者になります。

改正法は、このような二重国籍の増加に対処するため、新たに次のような重国籍防止のための制度を設けました。

①国籍の留保制度の適用範囲の拡大……国籍の留保制度というのは、例えばアメリカ合衆国やブラジルなどのように、自国内で生まれた人に国籍を与えることとしている国（これを生地主義国といいます）で生まれたことにより、二重国籍になった子は、日本の国籍を留保する届け出をしなければ、日本の国籍を失うという制度です。

これまでは、この制度は生地主義国だけ適用があったのですが、改正法はその適用を広げて、広く海外において出生により二重国籍となった場合にすべて国籍留保の届け出を必要とすることにしています（先の例の韓国人の夫と日本人の妻間の子が、国外で生まれた場合にも、この制度が適用されることになります）。

②国籍の選択制度の新設……この制度によれば、二重国籍者は原則として二十二歳になるまでに、日本の国籍か外国の国籍のいずれかを選択しなければなりません。

日本の国籍を選択するには、外国の国籍を離脱するか、または「日本の国籍を選択し、且つ外国の国籍を放棄する」旨の選択の宣言を市区町村長に届け出ることになっています。外国の国籍を選択するには、日本の国籍の離脱を届け出ることが必要です。

また、法律に定められた国籍選択の期限を過ぎても選択をしないでいると、法務大臣から催告され、一か月以内に選択をしないと自動的に日本の国籍を失うことになります。

帰化条件の改正

これまでは、日本人と結婚した外国人の帰化条件（帰化するための最低限の条件）は、その外国人が夫であるか妻であるかで居住の条件などに差異がありました。

改正法ではこれを同一にして、三年以上国内に居住していること（結婚が三年以上続いている場合には、一年以上国内に居住していること）が必要になりました。

このほか、これまでは帰化申請者本人に独立の生活能力のあることが必要とされていましたが、改正法では原則として世帯単位で生活能力が判断されることになりました。

また、帰化のときに外国の国籍を失うことが必要とされる重国籍防止条件についても、特別の事情がある場合には、例外として帰化が認められることとなっています。

届け出による国籍の取得

父母両系主義は、昭和六十年一月一日以降に生まれた子に適用されますが、この日より前に生まれた子には適用されません。

けれども、国際結婚をした日本人の女性の子で、改正法施行の日に二十歳未満であるものについては、一定の条件の下で、施行後三年間に限り法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができます。

国際結婚をした人の氏の変更

外国人と結婚しても、結婚した日本人の氏が変わらないのはこれまでと同じですが、改正法はその人が希望するときは、結婚の日から六か月以内に市区町村長に届け出をすることによって、外国人配偶者と同じ氏を名のることができることになりました。

市長選 立候補手続き説明会

市長立候補予定者の立候補手続きや、選挙運動などの説明会を次の日程で行います。

□とき　十二月二十五日(火)午後一時三十分から

□ところ　市役所四階・大会議室

おしらせ市場

ご相談ください

●交通事故相談

交通事故でお悩みの人は、お気軽にご相談ください。

□とき　十二月十二日(水)　午前十時から午後三時まで　□ところ　市役所二階・市民相談室　□問い合わせ　庶務課消防交通係（☎㈭二二〇）へ。

税務課から

●今月の納税

□固定資産税・都市計画税（各四期）、保険税（五期）　納期限は十二月三十一日です。

●保険税は今月中に納入されると確定申告の際、所得控除の対象に

国民健康保険税は、今月中に納められた分については、来年三月の所得税または市・県民税の確定申告の際、所得控除の対象となり、納入額全額が控除されます。

●税務相談

□とき　十二月十三日(木)　午前十時から午後三時まで　□ところ　市役所二階・市民相談室　□相談員　新潟税務相談官　□問い合わせ　税務課市民税係（☎㈭二四四）

国民年金

●国民年金保険料は年末調整されます

国民年金の保険料も社会保険料として所得からの控除の対象となり、今年一年間に納めた額の全額が控除できます。

十二月は年末調整の月ですから、該当する人は、この手続きを忘れずにしてください。

控除される保険料とその額

①定額保険料（昭和五十八年十二月から五十九年十一月）……七万三千八十円　②定額十付加保険料（昭和五十八年十二月から五十九年十一月）……七万七千八百八十円　③十月前納定額保険料（昭和五十九年十月から六十年三月）……三万六千九百十円　④十月前納定額十付加保険料（昭和五十九年十月～六十年三月）……三万九千二百八十円

□問い合わせ　福祉事務所年金係（☎㈭三〇二）へどうぞ。

善意をありがとう

▼市へ　渋川　順さん（下大郷一）……百万円

お買い物するなら市内の商店で